

## 第4回堺市文化芸術審議会部会 議事録

令和2年6月22日（月）14時～16時

堺市役所 高層館20階 第1特別会議室

砂田 和道 委員 （くらしに音楽プロジェクト事務局長）  
中川 幾郎 委員 （帝塚山大学名誉教授）  
原 久子 委員 （大阪電気通信大学総合情報学部教授）  
弘本 由香里 委員 （大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員）

文化部長、文化課長 ほか

NPO法人こえとことばとこころの部屋 代表 上田 假奈代氏  
（公財）堺市文化振興財団法人 事務局長、事業課長、事業課長補佐

補助金事業の検証について

開会

---

## 議題

### 補助金事業の検証について

---

#### ◎会長

それでは、議事に移ります。議題1「補助金事業の検証について」、事務局進行をお願いします。

#### 【公益財団法人堺市文化振興財団事業補助】

<事務局より説明>

<(公財)堺市文化振興財団より説明>

<(公財)堺市文化振興財団より、第3回堺市文化芸術審議会部会で検証した負担金事業について、委託料、諸謝金の内訳の補足説明>

#### ◎会長

それでは今の説明に関して意見を伺っていきたいと思いますが、その前に質問事項に限ってひとつお聞きしたうえで各委員からご見解を賜りたいと思います。意見じゃなしに質問ですよ。

#### ○砂田委員

基本的な質問なんですが、今回いただいた資料は令和元年度の資料なんですが、平成30年度の資料はいただけていないのはどうしてでしょうか。他の事業は平成30年度であったりして、整合性がないんですね。また、このような検証するには単年度ではなくて複数年度の資料がないと検証できないので、そのあたりどうなのかとお伺いします。それと二つ目の質問として、今回提供された事業が14事業ということですが、これが令和元年度のすべての事業であるのか。つまり(公財)堺市文化振興財団事業補助が1億5000万円あるうちの3300万円といわれましたが、3300万円以外はどういうことなんだろうかということが気になりますので、基本的に以上2点の質問に対してご回答いただきたいんですけども。お願いします。

#### ◎会長

はい、どうぞ。

#### ●事務局

今回の部会につきましてはですね、令和元年度の実績が現在、財団補助事業については年度が明けまして一式出ております。1月2月につきましては市民芸術祭でありますとか事業検証いただきましたけれども、あの時は直近の実績が平成30年度ということで、直近の確定している最新の決算という形で出して参りましたので、タイミングでずれがあったの

は大変申し訳ないなと思います。2か年のものというのは提供は出来ることはもちろんできるんですけども、限られた時間ですので令和元年度だけでも財団事業については14事業ありますので、二つ並べますと30事業くらいになりますので、ご要望がございましたら当然ご提示はさせていただきますけれども、お願いします。

◎会長

はい、よろしいですか。

○砂田委員

2点目の質問の14事業がすべてなのかということと、1億5000万円の内訳を。

●事務局

私の方から冒頭にご説明させていただいたんですけども、事業につきましては3300万円くらいを事業に使っています。残りにつきましては運営に係る経費ということで、人件費でしたり、固定的な事務所を、不動産を持っておりませんので、事務所を借りる費用であるとか、堺市文化振興財団の事業に伴う組織の運営に係る経費という形で資料を出しております。

◎会長

はい、よろしいですか。

○砂田委員

はい。

◎会長

他に質問ありますか。はいどうぞ。

○弘本委員

今の質問につながるんですけども、聞き逃したのかもしれないんですけどね、横長の表で、上に14個の事業があって、廃止とか見直しとか書かれているものがいくつかありますよね。一方、評価シートっていうのをみると、評価シートの備考とか評価と今後の改善点とかには廃止とか見直しという文言は特になく、淡々と続けるかのごとく書かれているんですが、そのギャップは何から来ているのかなというのが一つと、廃止見直しとなったものは、ほとんど多くが参加型というものについてなんですよ、意見が入ってしまいますけれども参加型っていうのは極めて重要だという気がしてまして、参加型というのがほとんどなくなっていったときに、新たな参加型っていうのを考えていらっしゃるという意味なのか、それとも単に予算削減で切りましたとか、出演者がなくなったので切りましたという話なのか、ちょっとその辺の事情を詳しく教えていただきたいなという風に思いま

した。

◎会長

はい、どうぞ。

■（公財）堺市文化振興財団

まず企画書評価シートの記載とその他の資料の記載が不一致という点ですが、企画書評価シートは事業が終わった時点で評価をして記載しております。ご指摘のとおり今回お示しする段階で廃止見直しという言葉を追記すべきでした。申し訳ございませんでした。廃止見直しした事業が参加型事業が多いのではないかというのは、今年度事業を編成する際に、予算が限られておりますので、どういった配分をするかということで、一定の見直しをしたところです。今後参加型事業をまったくやらないということではございませんので、今後も色々事業内容を踏まえまして、バランスを見ながら考えていきたいと思っております。

◎会長

他にありませんか。はい、どうぞ。

○原委員

二つお伺いしたいんですけれども。私は専門が美術なので美術に特化してお聞きしたいと思います。この14事業のうちの一つ、10番の新日春展ですか、これについては、日展から派生した日本画の美術団体だと思うんですけれども、東京都の都美術館、京都市美術館、愛知県美術館でも開かれているかと思うんですけれども、これら他のものは貸館事業としてお金を払って場所を借りて、事業、展覧会をされていると思うのですが、なぜ全国にあまたある美術団体の中でこの団体に限って推進事業という形で開催するのにお金を補助しておられるのかというのが一つ。もう一つですけれども、先ほど来ご説明の中にもアーティストバンクの存在について言及されていたと思います。ただこれも音楽と美術があって、私は美術にしか言及できないんですけれども、ここに登録者数が非常に少ないということだけでなく、アーティストバンクのホームページを拝見すると、コンセプトというところに私は疑問を持ったんですね。コンセプトに書かれているのが、「アーティストと市民をつなぐ。結婚式、家族のお祝い事、特別な日の思い出にアートを感じてみませんか。文化祭、学校の催し、子ども会やPTAの集まり、仲間と過ごす楽しい時間をアート空間にしてみませんか。日常がアートの力でもっと素敵になるかもしれません。」というコンセプトが書かれています。アーティストバンクというのが何をめざしているのかというのがちょっとこのコンセプトから感じることはできない。それと美術の分野において登録されているアーティストの方が書家の方がお二人とか少ない中で、この方たちをどなたが、市展で通られたという基準があるのかもしれませんが、私、専門とする者から拝見していて、全国レベルの基準からみて、この方たちがものすごく秀でた方々という風にはなかなか感じにくく

て、堺市内に在住である造形美術をやっていらっしゃる方たちがたくさんいらっしゃいますが、そういう方たちは、ここでは年齢が何歳以下とかあるかもしれませんが、そういう方が発掘されておらずこの方たちが登録され、このようなコンセプトでアーティストバンクというのを事業として重要かのごとくおっしゃった。そのあたりのことをお聞かせいただきたい。その二点です。

◎会長

はい、どうぞ。

■（公財）堺市文化振興財団

まずですね。アーティストバンクのコンセプトですね。委員がお示しいただいたホームページにも書かせていただいているんですけども、よくイベントで演奏していただけるアーティストを紹介いただけないかとか、そういった方たちに身近なところで音楽を聴いていただけるそういったアーティストを紹介するという形のところですね。実際にマッチングして派遣した場合、そのアーティストへの謝礼というのは、依頼をいただいた団体なりにお支払いいただくことになるんですけども、そういった形で運営をしております。それ以外に市内のいろんなイベントで演奏していただいたり、ワークショップも含めてでお話いただいたりしていますので、そのあたりを紹介させていただいたりしております。あと登録しているアーティストが少ないというご指摘がありました。

○原委員

少ないことよりもむしろレベルの基準の方が大事だと思っております。

■（公財）堺市文化振興財団

その点につきましては、私共このアーティストバンクを通じてですね。アーティストの方が活動する機会ですね。実際の自分の創作活動もそうですが、ワークショップなどの活動をしていく機会を得るという部分を重要視してやっておりますので、たしかにおっしゃる第一線のアーティストのレベルではないかもしれないです。そこはご指摘のとおりだと思いますけれども、若いアーティストが活動する経験をそこで積んでいただいて、そのあともっと自分の活動に生かしていただければと考えて運営しております。

◎会長

よろしいですか。どうぞ。

■（公財）堺市文化振興財団

もう一点の新日春展につきましてはですが、これにつきましては堺市内に在住されております日本画の先生方から、こういう優れた展覧会があるんだけれども堺でやってみないかとお声をいただきまして、なかなか日本画というのは堺の方に展覧会という形ではしてお

りませんでしたので、市民の方にも見ていただけるように開催して、ギャラリートークも日本画の先生にお願いして解説をしていただいたりとかしておるところでございます。

○原委員

今おっしゃったことに対してまた質問してもよろしいですか。私が申したのは新日春展があまたある団体の中でこの特定の1団体に限ってというところへの疑問で、日本画を見ていただく機会をもつということであれば、まだ意見を言っちゃいけないんですけども、別のやり方があるんじゃないのかなと思うのですが、そこはお考えにならなかったんですか。別のやり方というか、この新日春展だけを招聘するという形じゃないお考えだけでなく、そのまま受け入れられたということでしょうか。

■（公財）堺市文化振興財団

おっしゃる通りでございます。

○原委員

もう一つのアーティストバンクですけども、たとえばそのもちろん事業が行われた場合には、料金がアーティストに入るということですけども、紹介業務という形で財団としてこれは営利事業としてというか、そこで手数料が発生する事業という形では考えておられず、マッチング事業として行われているということでしょうか。

■（公財）堺市文化振興財団

はい、そうです。

○原委員

もう一つお伺いしたいのが、そこに関して専門家は関与されておられるのでしょうか。

■（公財）堺市文化振興財団

おっしゃっている専門家の定義というところではございますけども、委員のご専門の美術に精通という美術展示の専門家ということになりますと、直接の担当者は文化政策ですとか、アートマネジメントを専門で学んできた者でございます。ただ私共と一緒に仕事をしている者の中に美術館での学芸員を経験している者もおりますので、意見を求めたり意見交換したりしながら進めているところでございます。

○原委員

美術館でのご経験があってもですね、どういうご専門かによって変わってくると思うんですね。古いところのご専門の方とか。そのあたりはいかがですか。

■（公財）堺市文化振興財団

すみません。

○原委員

分かりました。ありがとうございました。

◎会長

はい、質問あとお一人くらいは。じゃあ上田さん。

○上田様

今後社会包摂も充実させていこうという中で、この取組が日本でもこれからということであるために、まだ事業として取組が成熟されていないというのは重々分かっているのですけれども、今ざっとお聞きしたところ、実際問題、文化芸術と社会包摂をどのようにお考えなのかなと疑問をもちました。たとえば先ほどのアーティストバンクの有り様であったときに、ある種紹介をするだけということでは、エンターテイメント的な方が重宝されている風にも聞こえましたし、今後というところでいくとたとえばコロナの中、文化芸術に触れられるようにネット配信等々していきますという話ですが、現場の感覚としてはむしろ地域の中で、自分の中で表現の意欲を持っている人がいらして、そうした人たちの表現をすくう、発表する機会をつくるとかつないでくとか、というような方向もあるのではないのでしょうか。鑑賞しなさいという態度ではなくむしろ表現を拾い上げてそれをつなげていく広げていくという観点だと思っています。弘本委員も仰いましたけど参加型とか市民の表現ということを見出していくような取組が必要じゃないかと思っています。社会包摂を考えていくときにどうなるかというのが聞きたかったというのが一点と、今お聞きした3000万円の事業以外は施設管理や人件費、なんですかね。

●事務局

いわゆる総務経費ですね、賃貸料でありますとか、備品などの購入費とか。

○上田様

それって差し支えなければ、内訳はお聞きできるんですか。

●事務局

本日は手元に準備がなくて。

○上田様

はい。わかりました。

◎会長

よろしいですか。はい。砂田委員。

○砂田委員

意見は後ほどなんですが、資料提供を求めることなんですけども、前回お話ししましたし、本日も冒頭でお伝えしましたけども、検証作業をするにはやはり支払いの明細が分かるご提供をいただきたいと前回もお話したんですが、この間にいただいた資料は支払先が分からない、あるいは単価の支払い根拠が分からない、これだとやはり検証ができないので、資料を再度提供をお願いします。それでそれに付随しまして、まず第1回のヒアリングの対象事業だった堺市民芸術祭開催事業なんですけど、これが平成30年度の収支計算書と令和元年度の収支予算書はいただいているんですが、令和元年度の収支決算書、決算状況が分からないと検証ができないので、まず令和元年度の収支決算書の提供をお願いします。さらにですね、第2回目のヒアリングの時に伺いました、色々その補助金事業、負担金事業をやるにあたっての市内の施設でやる場合の、利用料金の質問をした時に、当時、文化課長補佐からの回答で、補助金事業にあたっては施設の利用料金の減免はないけれども、市や指定管理者が主催する事業は減免の対象となっているというご回答をいただいているんですけども、この説明となっている施設利用規則の規則書を拝見したいのでご提供をお願いします。それから質問としては、この間いただいた負担金事業の諸謝金や補助金事業の諸謝金、あるいは補助金の委託料、負担金事業の委託料がありますけれども、これまで言った通り明細が分からないと、判定ができないものですからたくさんの質問があるんですね。あのこれ今質問したほうがよろしいでしょうか。

◎会長

各事業ごと？一括して、負担金事業、委託料って書いてあるやつやね？これについては支払先が抜けてるんで、支払先を入れて出しなおしてください。その方がいいでしょう。

○砂田委員

そうですね。

◎会長

一件一件やってたら、夜が明けてしまう。

○砂田委員

というのはですね、事務局の方への質問になるんですが、本日の検証対象の公益財団法人堺市文化振興財団事業補助の補助金交付要綱、これを拝見しますと2番の補助金の目的の中にですね、財団が行う文化芸術事業や事務局運営等に要する経費を市は補助するところ書いてあるので、1億5000万のうち文化芸術事業は3300万円で、残りが事務局運営等に要する経費なんだろうなあというのはわかるんですが、実はですね、ずっとこの間、ヒア

リングで色々質問させていただいてますが、質問の根拠としてはですね、補助金に関してのガイドラインが堺市には存在していないために色々時代に合っていない状況があると思っています。今やですね10数年前から補助金では事業補助にして、団体の運営補助は原則禁止というのが全国の自治体でなっていますし、たしか包括外部監査の報告書でも2分の1以内という文言が出ていましたね。ですから令和元年度に14事業しかしていないというのが非常に残念ですし、補助金交付要綱で年間の事業本数が何本とかですね細かい規定も書いていないというところに問題があると。そうするとですね、文化課としてはこの補助金交付要綱に関しての見直しなり、他の自治体の事例を参考にしたりとか、そういうような今までいきさつはあったんでしょうか。この要綱を見ると令和2年1月31日に改正と書いてありますけども、これはかなり今ある状況では、他の自治体に10数年遅れた状態となっているので、この点、まず質問をさせてください。

◎会長

これは、文化課に答えてもらうの？

○砂田委員

はい。

◎会長

はい、どうぞ。

●事務局

先ほど私の方からその時点のということで、平成30年度の決算でご説明して令和元年度の予算でご説明したという事情もございましたので、令和元年度の決算が改めて必要という先生のご指摘、至極ごもっともだと思いますので、改めて令和元年度の予算でご審議いただいた事業については令和元年度の決算をご提供させていただきます。あと文化課長補佐がかつてご説明しました利用料の減免につきましては、規則に落とし込んでおりますので、ちょっと今日は手元にはないんですけども、改めてご説明させていただきます。補助金の交付要綱につきましてもですね、砂田先生からも中川先生からも以前からご指摘賜っていたところでもありまして、我々もですね、本日おっしゃっていただいたように、事業の本数であるとか、中身であるとか、目的のところですね、その辺のところ、今の補助金要綱が100%十分とは認識しておりません。今日ご審議いただいた内容も踏まえましてですね、より財団に良い事業をしてもらえるように、我々堺市、文化課の求める効果を出してもらえるように継続して検討していきたいと考えてございます。先生、あと何かありますでしょうか。

○砂田委員

分かりました。意見の方で後ほどこの関連のことを述べたいと思います。質問はこれで

基本的に。

◎会長

質問はここで打ち切ります。よろしいですね。次からは意見、所見になりますが、どちらからいきましょうか。弘本さんからどうぞ。

○弘本委員

実は私が意見で申し上げたかったのは、先ほど上田さんがおっしゃっていたことと全く同じことなんですよね。説明をお聞きしていると多少はですね、何をすべきかを議論されたりとか、新しいことにチャレンジされていることは理解できたんですけども、総じてこれから最も重要であろうといわれている社会包摂型の取組ということに関して、つけたしという感じでどちらかという捉えていらっしゃる。かつその中身というのが、表現は悪いかもしれないんですけども、施し型というか、具体的には鑑賞していただきますという場面を作る、アーティストが一方的にご披露して、受け手が一方的に受けるという、非常に分化された関係性の中で、文化芸術をとらえてらっしゃるという風にしか見えないんですよ。でもこれを崩していかないといけないというのが社会包摂という考え方ですし、お一人おひとりがどれだけ大事な存在であるかということをしちんと理解しあっていくということが、文化芸術を通してできるという、その可能性を文化芸術に見出していくということが重要であって、そこをコーディネートしていらっしゃる方や財団の方が、まったくではないかもしれませんが、あまり意図せず意識せず、企画が持ちかけられたらじゃあやってみましょうかとお答えするという姿勢だけでやっていらっしゃると、いつまでたっても、本当にあるべき社会包摂型事業というのは展開されていかないなと思ってしまいますよ。そこに大きな問題があるなと、ご説明をお聞きしていて感じざるをえないところがあるんですよ。そもそも社会包摂型事業とおっしゃっているのは何なのかということをご様子も内部でももう少しご議論をされて、おそらくこれはここに限ってというよりは、すべてに貫く姿勢というか、姿勢でなければならぬというもので、その姿勢で考えたときに全体の事業がどう再構築されていくのかということ、根本から考え直されて行かないといけないかなと思いました。でなければここに並んでいる1~14の事業の必然性っていうのが全く分からないんですよ。バラバラに何か昔ながらのコンネクションがあって、持ち掛けられて、分かりましたやりますという風にしか見えないんですね。何か社会の課題を解決しようと思って考えましたという風には見えないんですよ。今までは特定のコンネクションを活用して事業をやって市民が喜ぶということで良かったかもしれませんが、これからはそれではいけないと思うんです。そうじゃなくて文化芸術がいかに社会を包摂的に再構築していくかという役割を果たせるかを追求していくというのが行政として、財団として必要だと思いますし、そういった観点でぜひ考え直していただきたいなと思います。たとえばかなりの金額が計上されていく、これやむをえないと思うんです、中身から見ると。市民能であるとかシネマコンサート、米朝一門の寄席とかですね、かなりの金額で行ってしまうわけなんですけども、これをこの形で行政がやるのが一番本当に望ましい

ことなのかどうか、例えば古典芸能について「市民が生活の中で古典芸能に触れられるように」が目的なら、行政としてやるのが目的に対して一番正しいやり方なのかを再考する必要があるのではないかと。私は決して落語を否定したりはしませんし、落語の方々が厳しい時代に街の中に入り込んで行って、その中で人々と対話をするように寄席をやってきたのが落語の強さなんだと思うんですね。そういうことをやってきたから強いわけで、もし行政がやるならもっと街の中に入って行って街の人たちの苦しみの声を聞くとか、そういうことで落語を使うとか、そういうことをすべきであって、単に落語を聞いて楽しかったねで終わりでは、行政の役割ではないのではないかと。能楽なんかも同じです。能楽師なんかも本当に大変ですよ、どんどんお客さんがなくなって行って、客がいなくなったら先細りですよ。そういう状況の中でじゃあ彼らは本当に何をしなければならないかを、もっと議論する場を作るとか、そういうことをしていく方が私は意味があるのかなという風に思えてなりませんので、ぜひ根本的に考え直すということを私は意見としてお願いしたいなと思います。

◎会長

はい。ありがとうございます。それでは原委員どうぞ。

○原委員

弘本委員にほぼおっしゃっていただいたかなと思うんですけども。やっぱりあの内部での議論、課題の整理が表層の部分で終わっているのかなと思いますし、もっと目的と方向についてもっと事例として色んな近隣にもありますので、そういったところを参照されることは先ほど来おっしゃっていた能楽や狂言といったことでも、ほんとに今若手の狂言師さんでも大蔵流とかだったら面白いことをどんどんやっていっておられますし、それが京都市内の小学校なんかでかなりの本数のワークショップをされていたりとか、そういう事例もご存じなんだと思うんですけども、やり方とかも研究していただきたいと。重箱の隅をつつくようなことで恐縮なんですけど、組織として評議員や理事会の面々を拝見していたところ、この方たちがどれくらいの年数されているのかは分からないんですけど、たとえば野間バレエの団長さんで野間康子さんが評議員でいらっしゃるんですけども、野間バレエ団に関する事業が非常に多いですよ。もちろん非常に歴史があって重要なバレエ団だというのはわかるんですけども、そこの関係でいうと、穿った見方をしてしまうとあまり良い形では外部からは見えない。そういったものが散見されてしまって気になります。はい。以上です。

◎会長

はい。それでは今度はそっち側から行きましょう。上田さん。

○上田様

はい。もう少し社会包摂の話をして。気になったのは、社会包摂というのは概念であ

り、すべてに通底するものと考えたいわけです。事業の中にも。そこで14個があがっているわけですが、やっぱりバラバラしている風に見受けられることと、さらにそれぞれのメインの事業を大きくとらえるとしても、枝葉のアウトリーチであったり、フリンジであったり、やりようがあるのではないかなという風に考えました。また同時に連携ですね、ここでも謳われています。福祉や医療や男女共同参画、人権やまちづくりといった他分野との連携をもっと深めていく必要があるのではないかと考えています。むしろこの事業の外にそうした連携事業というか、連携研究会というかそうしたものをお作りになってもいいのではないかなという風に考えました。アイデアで申し訳ありません。またそうした場を作ることによって、他の大学や企業とも連携が進めば、他の館とも連携できると思いますし、ちらっと先ほどアーツカウンシルという言葉も出てきましたので、今後アーツカウンシルというような組織を使っていくとしたならば、やはり堺として文化芸術と街という深い想いとビジョンと人材を作っていくということを本当に本気でやっていかないとなあという風に感じました。

#### ◎会長

はい、ありがとうございます。今、アーツカウンシルの話が出ましたけど、上田さんは大阪アーツカウンシルを作るときの予備調査の委託を受けて調査レポートも書かれていますから、いっぺん手に入れて読まれてはどうでしょう。はい、どうぞ。

#### ○砂田委員

じゃあまあ意見の方なんです。今アーツカウンシルという言葉が出てきましたけど、堺市はアーツカウンシルのことを検討していましたし、設立に向けてるわけですよ。そうするとそのような状況ですし、そのような審議会として、検証事業ですね、アーツカウンシルのレベルの審査検証を維持しないと、アーツカウンシルをつくらうということにならないわけですよ。ですから今回の検証、よりしっかりした資料を提供いただかないと責任を持ってないというような考えを持っております。意見が大きく二つあります。一つは財団、一つは文化課なんですけれども。やはり社会包摂型アウトリーチなんです、私、財団が実施してるアウトリーチ、ワークショップもうかれこれ5回以上見に行っているわけなんです、そして今回のプレゼン資料をみてもそうなんですけども、この内容が実は30年前、40年前に全国で行われている内容と全く変わらない内容なんです。つまり社会包摂型になっていない。社会包摂について先ほど財団からのご説明で、あれでしたね、この事業が文化芸術に親しむことができる環境に資する事業にあたってるとのことですけれども、この資するというのはどういうことなのか。しかも社会包摂による。ここのお考えが多分できていないのではないかなと思います。社会包摂ってどういうことなのか。単にイベントの機会を様々なところで行えば、社会包摂になるのかということというわけではなくて。そのイベントを行った結果、参加した人がどのような行動変容になるのかという効果がなければ、意味がないわけですね。この効果の目標がどういう成果を上げるのかを考えておかなければならない。ただ、先ほど原委員にしろ、皆さんが話している

とおり、これを実施している人が、そのような効果を考えてプログラムを実施しているんだろうか。そのような人材なんだろうか。また財団はそのような人材に頼んでいるんだろうか。財団が目標をちゃんと掲げているんだろうかということなんです。コロナの状況でイベントができないとおっしゃっていましたがけれども、社会包摂はむしろこのコロナ禍で最大に発揮できると私は考えています。つまりオンラインでどのように社会包摂の効果を得ていくかというプログラムをやれば、オンライン環境さえあれば、ここに参画できるわけですね。社会包摂型に。もし参加できない人がいるなら、その人たちに環境を整えていくというような、そういう検討をする必要があるんですけども。つまりマイノリティのある人なり、色んな障害があって通常のイベントに参加できないような状態の人に、どのように社会包摂型の意義をもって事業を展開するかというときには、むしろオンラインの方が参加しやすい可能性がある。ということなんでやはり事業の理念をより検討して展開する必要があります。そしてその担い手をどのように育成していくのかということが必要だと思います。これが財団に対する意見です。

文化課、事務局へなんですが、先ほどこの補助金交付要綱が古いのではないかとお話ししましたけれども、私、堺市の行財政改革の一連の流れを見てきて、平成16年1月の行財政改革計画の改定素案においてもですね。補助金は3年周期の設定、運営補助から事業補助への転換と書かれているわけです。そして平成18年3月新行財政改革計画においても、同様なことが書いてある。ということなんです。他の自治体は国が掲げた集中改革プランのタイミングで、補助金のあり方について大幅な見直しをしているわけですね。財団への運営補助、外郭団体への運営補助を減らすとか、事業補助にしていく、あるいは競争的な入札を経て事業委託をしていくということで随意契約もしないようにしていく。というような流れがある中、それが堺では乏しかったのではないかと思います。その補助金ガイドライン、我々が13項目にわたって考えています。それでいきますと、他の自治体はそうなんです。二重補助の件なんですけれども。堺は二重補助だらけなんです。たとえばイベントをするにあたって、賃借料、ホール使用料とかね、補助金が入っているんですけども、二重補助になってしまうわけです。財団に対しても。というのが全国の考えです。二重補助なり、長期化なり、13項目に充てていきますと、今回の9つの補助金事業、負担金事業で他市に比べると86項目にわたって指摘点が出てきますし、今回送られてきた負担金なり、色々、どのようなところに支払いをしているんだろうかということが分からない状況がありますので、アーツカウンシルを作っていこうとしている堺市にとってはですね、これは厳格に検証していく必要があると思っています。以上です。

#### ◎会長

はい、ありがとうございます。私も一委員として、質問は皆さんしてくださったから省きますが、意見を申し上げます。まず堺市はいわゆる法定外自治事務としての自治体文化芸術施策を統括する文化条例を作られた。それを行政が責任をもって進行管理するための行政計画として文化振興基本計画を作った。これが従来のような啓発的・教育的な、作ったらそれでおしまいというような絵に描いた餅計画ではなかったはずだ。しかし、第1期

これがうまく作動しなかったという反省があります。なぜかという PDCA がうまくいって  
いなかったということと、評価をするにあたって、現在の事業を全部見直すということをし  
なかった。原則的に認めていったんですね。今やっている事業は。財団がやっている事  
業もみな認めていった。フェニーチェが新しくスタートするときに、そういう計画に書か  
れているような趣旨は反映して下さるに違いないという期待を込めておいた面もあるん  
ですけれども。それについてはもう議論はいたしません。しかしながら、この条例の趣旨  
及び文化基本計画は次期の計画において、かなり明確な性格のものに変えていかなあかん  
と反省しております。それは統制的、管理的計画にシフトしてせんとあかんあと。つま  
り行財政改革計画と同じくらいの拘束力をもった計画にすべきだと思っております。なぜか。  
その理由を申し上げますと、現在実施されている各部局ごとの計画と事業と基本計画との  
連動性が全く担保されていなかったという反省。分かりますね。それからその間、国の指  
導指針とっていいんですかね。これに各自治体も従ってくれたらうれしいなあという、  
文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正されている。その中に地方公共団体の計画と、  
地方公共団体における審議会の設置も推奨されている。それより前にさかのぼる、劇場音  
楽堂活性化法という法律があつて、フェニーチェもそれに沿った建築がされたと私は理解  
しておりますが、あにはからんや、現在実行されている事業はそのとおりになっているか  
ちょっと不安がある。劇場音楽堂活性化法の精神はまさしく、劇場あるいは音楽堂は、教  
育機関と連携せよ。福祉機関と連携せよ。地域コミュニティの活性化のために頑張ろう。  
場合によったら郷土の伝統芸術とか芸能の振興のためにも頑張ってくださいという、教育、  
福祉、はては医療機関の役割をしてくださいということまで書いてあったわけですね。つ  
まり公共的文化ホールは演芸場ではないのだという宣言をしたんですね。つまりそれまで  
の博物館、図書館、公民館と同じく社会教育施設に戻すというくらいの決意です。よろし  
いでしょうか。そうすると、単なる地方自治法上の単発型の公の施設ではなくなった。準  
社会教育施設になった。ということをもっと理解すべきじゃないのかなというのが各委員  
の意見です。そこに出てくる言葉が社会包摂機能はどうなったの？という話です。社会包  
摂という言葉は、すでに劇場音楽堂活性化法にも出てきますし、文化芸術基本法でも出て  
いる。それから国の文化計画にも出ている。これらを参照して事業をやっているという形  
跡がどうも見受けられないというのが、非常に辛いところで。これは私共が何度も文化課  
を通じ、なおかつ財団さんとのコミュニケーションの中で伝わってほしいなあと思って、  
お伝えしてきたところです。さらに突っ込んで申しますと、このような統制的あるいは誘  
導指針である基本計画をきちんとしたプランとチェック、アクションになるような計画に  
次回は変えますが、その中でもとりわけ大きな誤解が生じがちなので、公益型事業を明確  
に位置付けなあかんということです。財団が今非常に苦しんでいる収益型計画の圧力の中  
で負けているんちゃうか。この財団は私の友人が委員長をやっていた大阪府の公益法人認  
定審査会で公益法人人格を得た時の議論は、私も仄聞しておりますが、その中の条件は、  
公益事業をやるということですね。だから法人会計の中で、法人管理会計と公益会計、公  
益事業会計、収益事業会計と大きく分けてこの 3 本があるはずですよ。今日出された事業の  
うち、どれが公益法人会計の事業なのか、どれが収益事業会計なのかということを出して

くださるかなと期待していたのですが、ちょっと今日はそれは出にくかったみたいですね。しかしながら、堺市が出す公共的補助金を出す趣旨は公益目的に出すべきだと私は思っているんで。収益型事業会計に区分されるべき文化事業には補助金の対象から外すべきとちがいますか。なおかつそれらの収益型事業については、独立採算でできるだけ赤字をださないようにご苦労なさった方が良く思うんですね。そうするとたとえば、落語のことを悪く言うつもりはありませんが、あれだけの入場料収入があるんだったら、その入場料収入を使ってその範囲の中で印刷製本費であるとか、委託費を支出するという努力をするべきではないのか。いかがでしょうか。ローマの休日に関してもそうですね。あれも収益事業ではないかと私は思います。あれにあれだけの補助金を出さないと経営できないとは思えません。委託料が少し割高ではないのかなと私は見えています。そういう収益を生み出すんだという努力をしてもらいたい。しかし一方でお金がない人、体が障害持ってるとか知的障害がある、あるいは時間がない、いわゆる時間的貧困者と私は言っているんですが、家族的貧困者、一人暮らしで孤独だというタイプの人たちは劇場に来るいとまがない。そういう人たちに芸術的人権があるんですとはっきり言っているのが、今度の文化芸術基本法じゃないんですか。第2条に書いてありますよ。それを伺わせることをね。それを実現するのが公共的、公益的、文化施策だと思うんであって、暇と金と体力と家族に恵まれた人たちのお遊び、余暇時間のために公共ホールはいたずらなお金を使うべきでない。むしろそういう人たちからはきちんと収益をいただいたらどうだと思ってます。その峻別をこれからしていただきたい。現在出ている堺市の補助金、1億5000万の補助金のうち約80%近い金が運営費の方に使われているというのが、もしかするとご批判が出るかもしれない。そこに使われている大半のお金が人件費であるとするならば、そこで従事している職員さんは公共的、公益的事業の能力をスキルアップするために、そのお金が使われていると、市民はそう考えたくはないはず。その危機感を持っていただいたら、申し訳ありませんが、今日いただいたこの資料に書いてあることと矛盾するなあと。たとえばですね3ページに、有期契約職員に対する研修による人材育成、アートマネジメント能力の強化とあるのは、現状こうせざるを得ないということだと思うんですけども、なぜかというとその下に市に対する人材雇用の継続的協議と書いてあります。これは市の方にも責任ありますよね。財団法人の職員採用のルールは、単年度雇用で5年経ったら有期打ち止めというルールを財団に押し付けてきた。こんなルールが生きてる限りね、優秀なスキルを持った職員が定着するはずないでしょう。現実には堺の財団から他の財団にどんどんどんどん職員が流出している実態があったじゃないかというのは、数回前に砂田委員がおっしゃったことですね。その前のページ、2ページにアートマネジメント人材の育成と書いてあるんですけども、ここに書いてある体制について実現しようとする、次3ページで実はそれできませんと書いてるのと同じじゃないですか。僕はそう思うんですね。これ非常に苦しい書き方やと思います。これをなんとかしていただきたい。そうすると今日の1億5000万円だけのお話じゃすまなくなってくるんですよ。そうするとね、話があんまり広がりがすぎて、私たちの文化審議会の役割をちょっと超えちゃうよなど。行財政改革委員会じゃないんだから。そこまでの議論は置いとくとして。今申し上げたように、それだけのたくさんの公共

的追加投資、補助金を使うのであれば、人件費であるのならば結構ですが、それを市からの出向職員を入れ替えて、プロパー職員の増強、そして定着化を図る投資に入れ替えるべきじゃないか、というのが審議会としての意見にならざるをえないと私は思います。ちょっときついことを言っているように見えますけども、決してこれはいじめで言っているではありません。せいぜいですね3年、下手すると5年経ったら返さないかん、今の公務員法のルールでいうと。その職員さんが有能なですね、コーディネーター機能を発揮したとしても、成熟した段階でまた本庁に召し戻しじゃないですか。これ投資の無駄じゃないですか。という意味でね、どうしても必要な出向派遣者は最小限にとどめる。そこから生み出される補助金余力をもっとプロパー職員の育成のために使われるべきと今日痛感しました。今申し上げたように、公益型事業に関する助成金を補助金は集中的に使うべきでしょう。もういっぺん言います。お金がない、貧困である、家族がいない、時間がない、健康に苦しんで、そのためには病院へのアウトリーチや福祉施設へのミーツアートは非常に良いことで。2年前くらいからスタートしたのは、これ確か審議会から色々言って、そしてそれを参考として、財団が受けて立ってくれはった。それは僕はものすごいうれしいですよ。ミーツアートもアートスタートもね。今日課長補佐がおっしゃったように、コーディネート能力はやっぱりいりますとおっしゃったことは非常に正直だと思います。そのコーディネート人材は財団にもいる。そして市民団体にもいる。財団ばかりが持つわけにはいかない。芸術団体にもいるというのが、今日の私の言いたいことの一つです。それからもう一つ。収益型事業はもっとコストを下げた適正な得られるべき料金収入を獲得する努力をもっとしてほしいんです。それからもう一つ。何もね全部自前でばかり考えて、自前で買うことなく、貸しホールの枠を使って社会公益的な事業に近い貸館事業の利用者をもっと誘導したらどうでしょう。そこでちょっと減免できますよとか。この時間帯ならばもっと安い料金で使えますよとか。そういう工夫の跡をもっと見せていただきたい。私個人的に見てね、やたら高いんと違うかと思うんですよ。事業経費。世間相場から見て。それはそうではないというのであれば反論してください。私が知っている範囲では高い。なんでこんな高い金とられてんの。だから委託料の内訳を出してくれという話に前回なったと思うんですね。誰に出したんやと。つまり非常に正直でね素直な職員がおられる財団さんが言い値で買わされているのではないかと。言い値で。もっと交渉する余地があるんじゃないのと。ちょっとそれは高い、よそで聞いたらこれくらいちゃいますのんくらいの商売っ気をお出しになったらどうかと。適正価格をもっと追及してほしい。それから特定団体、特定人物へのつながりの中で事業を選ぶという関与がありすぎるんじゃないのと。もっと事業選定のね、透明性を確保してほしい。そのためには財団の中に、運営委員会持つとかいうことも必要かもしれませんが、今の理事会構成、評議会構成でそれができるのでしょうかという疑問を持たざるを得ません。つまりなんて言いますか、名士、著名人を並べているだけでは、もうこの財団の戦闘能力は確保できない。中には利益相反になるような当事者は入れてませんかということです。これは方々注意してもう一回チェックしていただきたい。それで任期の入替がある度にこれはきちっとチェックして、人材の入替を図っていただきたい。それと財団の会計を私は素人ながら眺めていると、毎年赤字が増え

ていっています。じわじわじわじわ増えていっています。赤字が。これもし仮に財団が解散するってなった時は、理事全体の連帯責任ですよ。共同連帯責任ですよ。理事の。法人っていうのはそういうもんですよ。でもその当事者感覚はないですよ。役所におんぶにだっこになるじゃないですか。そこから脱皮すべきだと私は思うんです。もっと戦う財団にと思います。ただありがたいなと思ったのは、ミーツアート事業とかアートスタート事業をやってくださって、ここにきて財団の社会公益性がいよいよ出てきたというのは僕は評価します。それから次に申し上げたいのは、負担金というのは共同責任があります。だからこちらがこんだけの部分を負担しますというのが負担金です。なので、負担金であれ、委託料であれ、どういう行政責任かということは、当然契約する以前に、支出する以前に、行政的に言ったら、支出負担行為の中にその根拠を書かねばなりません、その根拠は全部あるんですかね。ということは気になります。なんとなしに前から負担金なんですわ、というのはそろそろ見直すべきです。委託料というのは、財団として委託するのは財団の責任としておやりになるのは構いませんが、行政が委託料を出すっていうのは、行政責任がある事業ですが行政にその能力がないから、代わって代理執行してくださいというのが委託ですね。これが公共土木事業やったら、施設建設なんかの土木関係やったらね工事請負費に名前は変わりますが、ソフト事業やったら事務事業委託ですね。だからそれは行政責任だから委託なんですという話です。それがどうも見てて混在しているんですよ。補助金は行政に責任はありません。でもやってる仕事が一定の社会公益性が認められるので行政が応援しますよということです。そういう意味で補助金はこの事業にどのような公益性があるのかなあということが非常に気になって今日は見てきたということです。非常に私手厳しいことを申し上げて本当に辛いんですけども、財団は行政では担保できない、たとえば福祉的あるいは学校教育との連携やアーティストの派遣事業においてもコーディネートできる内部能力をどんどんとためてスキルアップしているんですと、その最強精鋭の部隊を作ろうとしているんですから、財団は大事なんだという立場にずっと立ってきたんです。なので、その方向性に向かって改善、方針転換を、先頭集団としての切り直しをお願いしたい。もういっぺん言います。収益型事業からは徹底的にお金儲けしてください。貸しホールの利用率も40%以上を目標にしてください。公益型事業はお金が儲かるはずがないから、当然行政の委託料をもらうべきだと思います。もうこれは補助金ではありません。公益型事業は。むしろ補助金を切り替えて委託料にしてあげるべきだと思います。収益型事業にもなるけど公益性もありますよねというときに補助金というものを使うという方法もあります。今のお話分かっていただけでしょうか。だから現在の補助金は過渡期の支出と私は理解しました。将来的にはたとえば母子父子家庭の子どもたちを対象とした音楽出会い事業みたいなものもやりたいなあ。あるいはですね、大阪フィルハーモニーのフルオーケストラを経験する、体験してもらいたいなというのをバウチャー方式でやりたいってなことをやった時は、当然委託料でやらんとあかんと思いますね。指定管理の契約の中にもそれを入れておく。そうすると行政の側にも指定管理に関する見識が必要になります。積算能力も必要になってきます。それぐらいの鍛錬がお互いに必要になる。それを怠るとですね、何でもかんでもどんぶり勘定になってしまう。という風にならざるをえ

ないので、今回を契機として交通整理をして、より良い方向に変えていただけたらというのが私の個人見解です。以上です。はい、他に何か意見があれば。はいどうぞ。

○上田様

とても些末なことなんですけど。今この評価シートを拝見していて、チケットの割引がほとんどチェックがついていないんですね。私は普段貧乏な人とばかり付き合っているので、たとえば入場料のところ、障害者の手帳がある方は無料ですとか、高齢者の方は無料ですとか、子どもさんは無料ですとか、何割引がきちんと入っていると、色々な人に配慮しているなあということも分かるので。特に公益の事業であるというものに対してはそうした配慮も、一つひとつ見ていただければなと思います。

◎会長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○砂田委員

何度も似たような内容になるんですけども、今日の検証対象の事業は実は平成 23 年のみんなの審査会でも対象だったんですね。その時の議事録を見ますと、まったく今日と同じような内容になってしまうわけです。しかも収益事業のことも問われてました。前回のヒアリングの時も私はお伝えしましたが、本当に審議会がですね、色々改善の必要があるということずっと 5 年間、6 年間伝えているわけなんですけども、変わらないわけなんですね。これを最後の機会としてですね、なんとか今日的なレベルに到達するように、大改革、集大成としてですね、やっていただかないと文化予算が本当に減ってしまいますよ。このままですと。文化によってこれからやはり生きて行くのを、どういう風にみなさん乗り越えていこうかって考えているときに、その支えになりますし、それだけじゃなくてアイデア力になるんですね。色んなイマジネーション、クリエイティビティ、そういうものが出てくると、いろんな問題に当たった時に乗り越えていけるわけです。そういうことにこの文化芸術を活用していくということで条例も作られているわけであって、その条例、計画もそうですけれども、それに沿ってどのような到達目標が必要なんだっていうことを、やはりですね、財団だけでなく文化課もですね、本当に真剣に考えて施策の見直し、予算の見直し、すべて見直しをしなければ、他市に比べてですね、先ほど十数年と言いましたけれども、大阪市は平成 19 年に補助金ガイドラインを作っておりますし、ほとんどの自治体が平成 19 年から 22、3 年くらいまでの間にガイドライン作成してます。浜松市なんかは何回も改定しております。補助金ガイドラインだけで十数以上の自治体を私調べました。そうしますと今回の 9 つの事業はすべて補助金ガイドラインに抵触してきてですね、廃止になってしまうような状態なんですね。他市ですと。これまでやはり十数年間、色々他市の状況とかお調べにならなかつたんだろうと思いますので、とにかくですね、その辺を改めていただいて、他市と同じように堺市も市民の皆さんが今日的なレベルで、色んな施しなり、一緒に作り上げていくことができるような事業に変わっていかないといけないと思

いますので。本当に今年度、大改革をしていただかないといけないとは思っています。

◎会長

ちょっと発言してもいいですか。理事会とか評議委員会、その他アドバイザー等々という立場の方で、利益相反になる危険性がある方は全部チェックしていただけますか。商品を販売する側、あるいは事業をプロデュースする側の立場の人が入っているのはまずいと思います。

■（公財）堺市文化振興財団

おっしゃる通りです。利益相反がないということで、再任をする場合でも、検証並びに確認しようという形で、チェックをしたうえで、評議員、理事になってもらっています。もちろん公益財団として認められる以上、色んな理事や評議員に対して制限が法律に定められていますので、そちらを遵守するというので、書類も確かめて徴収しているというのが現状でございます。

◎会長

理事に関してはそういう明確な制約規定がありますけども、アドバイザーだとかそういう立場の人が時々引っかかる人が出てきますので、全部チェックしておいたほうが良いと私は思います。もし有償でお願いしていることがあったら。大丈夫ですね。はい、どうぞ。他にご意見ありましたら。

○砂田委員

先日第1回目と2回目の議事録がメールで送られてきて、拝見したんですけども、第2回目のヒアリングの冒頭の時に、第1回目のヒアリングで私が財団に質問したことに対するご回答があったんですけども、それが第2回目のヒアリングの議事録に載っておられませんので、それ載せていただきたいと思います。それともう一度確認なんですけれども、前回中川会長がおっしゃっていましたが、今回は答申書は委員の方で作成するというので大丈夫ですよ。再確認ですけども。

◎会長

原案を作る。

●事務局

文化課で原案をお作りしまして、委員さんに確認のうえで、次の第5回部会になると思うんですけども、そこでお示しさせていただいて、ご議論いただきたいなと思っております。

◎会長

たたき台は作ってくれはる。それに対して我々が書き加えていけば良い。

○砂田委員

大分変わるのではないですか。

◎会長

それは合同作品でいいでしょ。

●事務局

はい。ご意見を踏まえて。

◎中川会長

はい。それと今回色々と調査もしてもらいました。彼使ってね。せっかくの資料も添付資料としてね、やっぱり残しておいたほうが良いかなあと思うので。答申書付属文書としていくつか残しておこうかと思えます。例えばどんなんがあったかな。付属文書。

○砂田委員

他の自治体の事例なり、ガイドライン。

◎会長

それと包括外部監査の抜粋。当然大事にせないかんの。そうですね。

○砂田委員

そうですね。

◎会長

議会のやり取りは？

○砂田委員

議会のやり取りもそうですね。あと国の集中改革プランの流れとその補助金の関係というのも概観しておかなければ分からないと思います。

◎会長

はいそうですね。まあそういうものをくっつけて、別に秘密の文書でも何でもなし、公開されている文書ですから。そういうところから我々考えをまとめていきましたよという流れが分かるようにします。はい。他ございますか。よろしい？はい、どうぞ。

○上田様

中川先生がアドバイザーについてはっきりと明言されました。ただ私、過去に大阪市さんと私は一 NPO なんですけど、話をしていきたいと言ったときに、特定の団体と話すのだめだから話しませんと言われたことがありました。現場がどのようにやっているのかとか、何に困っているのかとか、やっぱりそれは文化部の方と話し合いたいわけなんですね。そのためにアドバイザーという名称が誤解を招くようなことがあったらいけないと思うんですけど、現場の声は聴いていただかないと良い事業は作れないし、良い施策も作れないと思います。ですから、意見交換会をするとか、積極的に現場の声を聞いてほしいんです。決して現場で活動されてる方と話さないでくださいとかいうことではなくて、より良く本当に吸い上げて良い方法をとっていただきたいと思います。すみません蛇足で。

◎会長

いえいえ。僕の言い方が上田さんの逆鱗に触れたかもしれませんが。

○上田様

そんなことないです。

◎会長

あのそうやなくてね、補助金交付の審査会なんかでも、審査員の中に補助金を受ける NPO の代表者を入れたりするじゃないですか。これは僕は OK だと思ってるんですよ。アドバイスをもらうアドバイザーの立場で審査してもらう。ただその場合でもね、私あの団体に該当してるんですとなったら、退いてもらいます。審査する資格なしってことで。神戸でもそういう事例はなんぼでもあります。これについては何々委員は当事者ですので審査から下りていただきますというて、ちょっと別室に、一切何を話してるか分からんようにします。そういうことですね。だからアドバイザーとしては、ごめんなさい言葉が悪かった。アドバイザーとしては有益です。当事者の意見を聞かなあかんから。だから言いたかったことは、なんらかの決定権とか助言がかなり重みをもつような、つまり決定を誘導するいうんかな、ぐらいの立場の人たちに当事者を入れるというのは好ましくないと思います。アップトゥデートにポコポコ意見聞くのは良いけど、常設型で聞くっていうのはまずい。そういう意味ですよ。私ははっきり言って芸術監督制も大反対です。日本で今まで芸術監督制やって成功した事例はないと思ってます。砂田さん反論ありますか。

○砂田委員

いえ、最近では芸術監督であろうとアドバイザー、プロデューサーであろうとですね、年間の公共ホールの事業を選定した時にこれは競争入札で選定しなおせという風に言われて、それに従うような傾向になっているそうです。

◎会長

そのぐらいの時代です。特定のアーティストの思想、思考で、公共的な投資を一色に染めるっていうことはふさわしくないと僕は思っています。申し訳ありませんが、特定の建築家がデザインした建物が公共用地に建てられて、それが一方的に寄付されることも私はもっと市民と議論すべきではないのかと思っています。たとえ寄付であっても。何十年にもわたってそのデザインの建物を見続けなければならない立場の人のこと考えてくれるのと思いますよね。その建物に不愉快な気持ちを持つ人もいます。景観にの阻害要素だと思ってるわけですから。つまりアートっていうのはそういうもんですよね。特に屋外建造物とか、公共建造物をもっと慎重になるべきだと思う。そういうことが議論できる、ぐちゃぐちゃと言いつつでも、なんていうかな、オープンな場でね、やれる組織として、僕はアーツカウンシルがあると思っています。だから市民参加の場と言ってもいいかな。そういう意味です。優秀なものとかエグゼレンシー、つまり優越性、優秀性を判定するのはやはりアーティストであったり、専門家でないのだめなんだという言い方をするアーティストがいますけれども、それは19世紀の考え方です。私はそう思っています。このあたり原先生は反論がおありのような感じがしますけど。

○原委員

いえいえ。反論はなくてですね。これからより良いものにしていくのが、みんなが一番願っていることで。たとえば今後、勉強会とかオープンな場があったりとか、あるいは堺出身の方でも色々な知見をもった方が方々で活躍していらっしやって、そういう方たちのトークを、それこそ先ほどからオンラインを使ってというお話もあったと思うんですけども、そういった場でそういう方が堺の代表のようにお話くださって、全国の方がそれを聞いてくださるような場があっても、それがもしかしたら堺のこれからの文化の発信になるかもしれませんし、色んな可能性を今後秘めていますので、これまでのことを踏襲していこうっていう風に考えることも一部では大事なこともかもしれませんけども、こういう時代ですから、この期をチャンスととられてぜひ良い形にさせていただければとそれだけしか願うことはありません。

◎会長

はい、ありがとうございます。それでは大体予定の時間に近づいておりますが、お一人ずつ、財団さんに期待することとか労わってあげる言葉などあれば。常日頃頑張っておられるんで。文化課に対しても。お一人ずつどうぞ。上田さんから。

○上田様

特にコロナで直接に出会うことや大切にしようと思っていたことができなくなるという状況の中で、それはピンチだけれども、だからこそやっぱりここで工夫していくということが、芸術の力かなと思っています。それは特別な人だけ備わっているものではなく、本当に一人一人にその力があって、お互いに影響を与えているものだと思っています。です

から文化課の方も財団の方もこれを機に何ができるだろうとか何をやったらいいか。失敗をしてもその失敗が何かのきっかけになるので、お互い発見を尊びながら、お仕事をいただければなと思っています。本当に大変な状況の中ですけれども、みんな応援していますし、私たちも頑張りたいと思っています。

◎会長

はい、ありがとうございます。はい、それでは砂田委員。

○砂田委員

今回の検証事業で、私もうこれで6年以上のお付き合いさせていただいているわけなんですけれども、色々これまでの文化課の皆さんなり、財団の皆さんと色々、会議以外の場でもお話をさせていただいて、皆さんの仕事のやり方とか、一番委員の中で知っていると思うんですが。どうもやはり前例踏襲でずっと来てしまったということがあって。それを批判しても仕方ない部分があると私は思っているんですね。でもこれ改善していく必要があって、改善する、変化をさせるっていうのは、かなり怖いことかもしれないですけれども、文化芸術を行う人たちは作っていく、壊してまた作り直していくような変化を求めていくものなんですね。これどうも行政と文化芸術って合わない部分ではあるんですが、前例踏襲をしていると、いつかこうしてタコつぼに入ってしまうわけで。それで今回検証事業で分かってきたことは、他市の事例を皆さんやはりご存じなかったんじゃないかということと、堺市の行財政改革、2001年頃から見えてきた中で、生涯学習の部局がいつ市長部局に移ったかとか、指定管理、市民会館がどうなったかとか、見えて分かったんですけれども、文化課の設立、創設も遅かったと思うんですね。そこがやはり業務を体系化できていないとか、蓄積になっていなかったんじゃないかと。そういう寛容な心で思うところではあるんですけれども。やはり前例踏襲していたら何も変わらないんで。まだ文化課ができて10年くらいですか。そこも皆さん知らないまま来てるわけですよ。ですからそういうところを時間を見つけて、調べていただいて、自分たちが今どのステージにいるのかということを実感されて、進めていただきたいと思うんですね。辛口にいつも私言っているんですが、それは歯がゆく感じて言ってるので。堺市の外側がどうなっているかを、まずは知っていただきたいと思います。以上です。

◎会長

はい、どうぞ。

○原委員

先ほどの意見で。

◎会長

大丈夫ですか。

○原委員

はい。

◎会長

では、弘本委員どうぞ。

○弘本委員

委員の皆様がおっしゃることにほぼ共感して、お聞きしてて賛同なんですけれども。これから財団さんの体質を変えていかれるのは大変だと思うんですね。その時に、私ある行政系の外郭の団体で、非常に活性化していったある事例を見たときに、そこで行われていたことの一つが、なるほどなと思ったことがあります。それはたとえば事業を企画したり決定したりするとき、必ずそこに若い職員を絶対に入れるということなんだそうです。若い職員の意見を必ず聞いて決めるということをするという。それをマストでやるということをして、非常に風通しを良くしていかれたというケースがあるんですね。そういうことってやろうと思えばできることだと思いますし、おそらく若い職員の方の中にはやりたいことがある方がたくさんいらっしゃると思います。ただ財団の中の、職員の方が悪いというわけではないんですけれども、これまで築き上げられてきた固まった体質って言いますかね、やり方というか、そういうものを打ち壊せないところがあると思うんですね。それを壊していくためには、じゃあどういいうマネジメントをしていったらいいのか。どうやって若い職員の力を伸ばしていくのかということに、今日おいでの管理職の方々はぜひ力を注いでいただきたいという風に思います。そうしないと、いくらプロパーで優秀な人をお雇いになっても、みんな腐っていくということになってしまうんですね。結局伸びていけなくて終わってしまうという。それはすごい損失だと思うんですね。そういう方々こそある種、ちゃんと包摂をしてですね、きちんと存在感を発揮していただけて、社会の役に立つ仕事ができるなという自覚や充実感をもっていただけるように、そういう環境を整えていっていただきたいなということを切実に思いますので、よろしくお願いいたします。

◎会長

ありがとうございます。では私も一言だけ。堺はメイン館としてのフェニーチェをお持ちなので、随分とやっぱり大型の文化政策をやる力を持っているといえるんですが、一方で地域館も持っているんですね。区民センターホール。この区民ホールの位置づけと中央館としてのフェニーチェの関係をもっと有機的にうまくつなぐということが大事かと思えます。その指定管理をですね、今財団がお持ちになっているのが大半で、一つだけが大ガスビジネスクリエイトが持っているという状況ですけれども。その指定管理者であろうとなかろうと、中央館と地区館との関係は密接であるべきです。地区館は地区館で、地域の人たちの文化的人権、芸術的人権を保障していくということと、生涯学習の拠点としても頑張る、ということが大事かと思えますね。生涯学習という言葉も今言いましたけどもね、生涯学習はこれこそまさしく日本がユネスコから度々警告されているという事実は、日本

のマスコミでは取り上げられてない。何かといったらね、日本の生涯学習はね、暇と金と体力の余っている人たちのお遊びになっているのではないかと。発展途上国の生涯学習を見てくれと。いかにして火を焚くかとか、いかにして今日の食事を作るかとかいう学習とことんやっているわけでしょ、生きるための学習とかね。それとかいわゆる社会格差が大きいところでは、失業してもちゃんと次の仕事に就けるような、手に職をつけるような学習とかね、そういうことをやっているわけですよ。日本だけですよ。こんなね、暇と金と体力と家族に恵まれた中高年ばかりが楽しむような趣味、教養、余暇、娯楽に金を使うのか。それと同じように文化ホールがみられている。その中でね、同じようにやる必要は僕はないと思う。壮大なる公設演芸場なんかを持つ必要はない。そんなもののためにね、公金を投ずる必要はないですよ。そうじゃなくて一生に一回もオーケストラ聞いたことないわという、貧しい家庭の子どもたちに、ひょっとしたらその子が音楽家になれるかもしれない、ひょっとしたら音楽家にはならなくても、劇画の作家になるかもしれないという可能性をどんどん広げてあげる、出会いのチャンスを作ってあげることでもあるわけでしょう。アートと触れあうというのは。そういう人権にかかわる事業をやることこそね、公共的なホールの仕事だってことを、もっとね、真剣に考えてほしい。豪華版で派手派手で堺の都市魅力を全国に発信するみたいな発想のためにフェニーチェがあるんだという幻想を持ちすぎ。それはやめませんか？都市魅力発揮のためのね、イベント戦略のためにアートを使うというのは便法としてはある。あるけれどそれを逆転させてはだめ。芸術は街の道具にしてはいかんねん。言ってる意味わかります？川口慧海とか、与謝野晶子を街の道具にしてはいけないんです。市民の本当に地に足の着いた理解を深めた宝物になってこそ、初めて他に言う、訴える力を持つわけで。初めから道具にしてはだめです。僕はそういうイベントね、イベント発信型の文化政策は自治体は考えるべきじゃないと思っています。むしろそれをおやりになるのは、観光庁とか国の組織とか、堺市で言うなら、産業振興の部署がお考えになることで。ご助言を受けられたときにここは気を付けてくださいね。ここまでは大丈夫です、著作権上。そういうこと的能力を文化課は持てば良いと思う、文化課は。たとえでいうたらね、文化財の保護から活用という方に変りましたよね法律。あれがためにね、文化財の保護の担当が市長部局に変わってる自治体はいくつかあるんだけど、本末転倒やねと僕は言った。文化財は保護されへんかったら活用もできひんやんかと。でしょう？何を考えてるんやと。活用の対象にならんもんは保護の対象にも値しないという、また変な選別するわけよ。だからこれ間違わんといてほしいんです。今の文化財は保護があつてこそ活用なんだということ。芸術もそれをちゃんと学ぶとか味わう、出会うということで、身につけた人口が多いからこそ、その地域の自治体のね、シティカラーとしてにじみ出てくるものであつて、一部をバーンと抜粋してね、外に売り出すようなものと違う。与謝野晶子先生をね、漫画のキャラクターにしてね、全国にキャラクターグッズを売りに行ったら堺の名前があがるみたいなもんではないでしょう。そんなもん5年か10年経ったら色褪せます。その発想をね、ちゃんとしてほしい。つまり足腰を強くしましょう。足腰を。できるだけ弱いものとか、0歳の子ども、小学校就学前の子どもたちに最高のものを見せて、堺っていうのはええもん見せてくれるんや、僕ら小学校でこんな見せてもろ

たんやで、っていうような街にしたらいいんですよ。そのための投資を行政には頑張ってしてもらいたい。それは補助金であげたらいいねん。あるいは委託料で出したらいいねんと僕は思ってます。だから今日は教育のため、福祉のため、子どもたちの人権のため、未来のため、フェニーチェの未来のためにも申し上げておきたい。公設演芸場は無用の長物。いらん。と思います。審議会は今までそういうつもりで審議しておりますから。

◎会長

それでは時間となりましたので、公益財団法人堺市文化振興財団事業補助に係る審議を終了します。

**閉会**

---